

## 第18章 偽造の罪

### 第1節 通貨と証印証書の偽造の罪

第386条 (2019年改訂) ① 次の者は、8年から12年の禁固刑および通貨の額面価額の同額から10倍の罰金刑に処せられる：

1. 通貨を変造する、または、偽造通貨を作成する者。
2. 偽造通貨または変造通貨を輸出する者、または、スペインまたは欧州連合のいかなる他の加盟国に持ち込む者。
3. その偽造を知って、偽造通貨または変造通貨を輸送、使用または分配する者。

② 偽造通貨が流通に置かれた場合は、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

偽造通貨の使用、分配または流通に置くことのためのその所持、受領または獲得は、その額および偽造者、変造者、持込み者または輸出者との共謀の程度に留意して、1または2段階低い刑に処せられる。

③ 善意で偽造通貨を受け取って、その偽りが明らかになった後でそれを使用または分配した者は、3月から6月の禁固刑または6月から24月の罰金刑に処せられる。しかしながら、通貨の額面価額が400ユーロを超えなかった場合は、1月から3月の罰金刑が科される。

④ 有責者が、一時的にしても、これらの活動実施に従事した社団、組織または団体に所属した場合は、裁判官または裁判所は、本法第129条に規定する付加刑のなんらかを科することができる。

⑤ 第31条の2の規定に従って、法人が前述の犯罪に有責であるときは、通貨の額面価額の3倍から10倍の罰金刑が科される。

第387条 (2019年改訂) 前条のため、法定通用硬貨および(法定通用)紙幣並びにいまだ発行されてなく、または、公式に流通に置かれていないが、法定通用通貨として流通に置かれる予定の硬貨は通貨とみなされる。欧州共同体の他の国の通貨および外国通貨は内国通貨と同等である。

合法施設内で、また、合法材料で製造されても、管轄当局が科した発行条件を知っていて履行しないで、または、発行命令なしに発行されるときは、製造される通貨は同様に偽造通貨とみなされる。

第388条 本節に含まれているものと同じ性質の犯罪に科された外国裁判所の有罪判決は、スペイン法に従って犯罪前歴が抹消された、または、抹消され得た場合を除いて、累犯(の効果)についてスペイン裁判官または裁判所の判決と同等である。

第 389 条 偽造者と共謀して、郵便切手または証印証書を偽造または使用した者、または、その偽りを知ってスペインに持ち込んだ者は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる。

郵便切手または証印証書の善意の取得者で、その偽りを知って分配または使用した者は、3 月から 6 月の禁固刑または 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。しかしながら、郵便切手または証印証書の額面価額が 400 ユーロを超えなかった場合は、1 月から 3 月の罰金刑が科される

## 第 2 節 文書偽造の罪

第 1 款 公署証書、公文書および商業証券並びに電気通信サービスで送信される通知文書の偽造の罪

第 390 条 ① その職務の行使において次の偽造行為をする当局（\*当局の人的範囲については第 24 条参照）または公務員は、3 年から 6 年の禁固刑、6 月から 24 月の罰金刑および 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる：

1. 文書を、その本質的な要素または要件のなんらかで、変更する。
2. 文書の全体または一部を、その真正性について錯誤を誘引するように、偽装する。
3. ある（訴訟）手続きに、訴訟参加してなかった者の参加をもたらず、または、参加した者に（その者が）行った陳述または表明と異なる陳述・表明を帰さしめる。
4. 行為の叙述で真実に違背する。

② 人の地位または民事秩序において効果を生じさせ得る行為および文書に関して、前各号に示される行為のなんらかを犯すいかなる宗教会派の責任者は、前項に規定される刑と同じ刑に処せられる。

第 391 条 前条に規定される偽造のなんらかを重過失で犯した、または、他人にそれらを犯させた当局または公務員は、6 月から 12 月の罰金刑および公雇用または公職について 6 月から 1 年の停止に処せられる。

第 392 条 ① 第 390 条第 1 項の最初の 3 ヶ号に示される偽造のなんらかを公署証書、公文書および商業証券に行った私人は、6 月から 3 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 偽造には関与せず、偽造身分証明書でなんらかの態様で取り引きした者には、同じ刑が科される。偽造身分証明書を知って使用した者には、6 月から 1 年の禁固刑または 3 月から 6 月の罰金刑が科される。

本規定は、偽造身分証明書が欧州共同体の他の国に、または、ある第三国に属しているものとして出現しても、または、欧州共同体の他の国、または、ある第三国で偽造または取得されたとしても、スペイン内で使用される、または、それで取り引きされる場合、適用される。

第 393 条 前数条に含まれる偽造文書を、その虚偽を知って、裁判で提示した者、または、他人を害するために使用した者は、偽造者に科される刑より 1 段階低い刑に処せられる。

第 394 条 ① 電気通信サービスを担当する当局または公務員で、電信通知文または当該サービスの他の固有サービスを仮装または偽造した者は、6 月から 3 年の禁固刑および 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 偽造通知文を、その虚偽を知って、他人を害するために使用した者は、偽造者に科される刑より等級の低い刑に処せられる。

## 第 2 款 私文書偽造の罪

第 395 条 他人を害するために、第 390 条第 1 項の最初の 3 ヶ号に規定される偽造のなんらかを私文書に行った者は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる。

第 396 条 前条に含まれる偽造文書を、その虚偽を知って、裁判で提示した者、または、他人を害するために使用した者は、偽造者に科される刑より 1 段階低い刑に処せられる。

## 第 3 款 証明書偽造の罪

第 397 条 虚偽の証明書を発行した医師 (facultativo) は、3 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

第 398 条 法的取引 (tráfico jurídico) において重大性の少ない虚偽の証明書を発行した当局または公務員は、6 月から 2 年の (職務) 停止刑に処せられる。

この規定は、社会保障および公的財務に関する証明書には適用されない。

第 399 条 ① 前数条に示される証明書のなんらかを偽造した私人は、3 月から 6 月の罰金刑に処せられる。

② 知って (虚偽の) 証明書を使用した者、同じく、その偽造には関与しなかったが、なんらかの態様でその証明書でもって取り引きした者には同じ刑が科される。

③ この規定は、証明書が欧州共同体の他の国に、または、ある第三国に属しているものとして出現するときも、または、欧州共同体の他の国、または、ある第三国で偽造または取得されたときも、スペイン内で使用される場合、適用される。

## 第 4 款 クレジットカード、デビットカードおよび旅行小切手の偽造の罪

第 399 条の 2 (2022 年改訂) ① クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェックまたは現金以外のいかなる他の支払い手段を変造、複写、再生または他のなんらかの態様で偽造する者は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられる。偽造さ

れた結果物が多数の人に影響するとき、または、行為がこれらの活動に従事する犯罪組織の枠内で犯されるときは、刑はその下限を上下限の差分半分上回らせて科される。

第 31 条の 2 の規定に従って、法人が前述の犯罪に有責であるときは、2 年から 5 年の罰金刑が科される。

第 66 条の 2 の規定に留意して、裁判官または裁判所は同様に第 33 条第 7 項の b) から g) に規定される刑を科することができる。

② 分配または取引目的での偽造クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェックまたは現金以外のいかなる他の支払い手段の所持は、偽造に規定される刑に処せられる。

③ 偽造には係わらなかったが、他人を害して、また、偽造を知って、偽造クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェックまたは現金以外のいかなる他の支払い手段を使用した者は、2 年から 5 年の禁固刑に処せられる。

④ その不正使用のため、虚偽を知りながら、自分自身または第三者のために、クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェックまたは現金以外のいかなるその他の支払い手段を所持または取得した者は、1 年から 2 年の禁固刑に処せられる。

第 399 条の 3 (2022 年新設) 本法のため、現金以外の支払い手段とは、法定通貨を除いて、それ単独で、または、あるプロセスまたはプロセスの集合との組み合わせにより、所有者またはユーザーに、デジタル交換手段をも介して金銭または金銭的価値を転送できるようにする、保護された、有形または無形のいかなるデバイス、物体または記録素子、または、これらの組み合わせをいう。

### 第 3 節 一般規定

第 400 条 (2022 年改訂) 前数節に規定される犯罪実行のために特に設計または適合された工具、材料、道具、物質、情報データおよびプログラム、装置、安全部品またはいかなる他の手段の製造、受領、獲得、所持、分配、使用に置くことまたは商業化は、それぞれの場合に正犯 (autor) に科される刑に処せられる。

第 400 条の 2 本法第 392 条、393 条、394 条、396 条および 399 条に規定されるケースでは、使用に資格がない者が行う対応する真正な文書、通信文、証明書または身分証明書の使用は、偽造された文書、通信文、証明書または身分証明書の使用とみなされる。

### 第 4 節 身分奪取の罪

第 401 条 他人の (民事) 身分 (estado civil) を奪った者は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる。

### 第 5 節 公機能奪取と無資格営業の罪

第 402 条 公的性を自己に帰させて当局または公務員に固有の行為を不当に行使した者は、1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。

第 402 条の 2 公的資格を表象させるユニフォーム、服装または記章を、許可なく、公然かつ不正に使用した者は、1 月から 3 月の罰金刑に処せられる。

第 403 条 ① 現行の法律に従ってスペインで発行または認定された対応する学問的資格を持たないで、ある職業に固有の行為を行なった者は、12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。展開される職業活動が、必要な能力を証明する、および、その行使を適法に許可する公的資格を要した場合で、その資格を持っていなかった場合は、6 月から 12 月の罰金刑が科される。

② 次の事由のなんらかが伴う場合は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる：

a) 有責者が、さらに、関連資格で保護された専門家の属性を公然と自己に帰さしめた場合。

b) 有責者が、前項に係わる行為を、その職業に固有のサービスの提供がそこでアナウンスされた公衆に開放された場所または施設で行なった場合。